

## 第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

### ①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 JMACS

### ②評価調査者研修修了番号

全国 S2021099・愛福評 14002・愛福評 12017

### ③施設の情報

名称：きほく優愛の里	種別：児童養護施設	
代表者氏名：河添 誠治	定員(利用人数)：20名(17名)	
所在地：愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永 455—10		
TEL：0895-49-5115	ホームページ： <a href="https://www.nanpu.or.jp">https://www.nanpu.or.jp</a>	
<b>【施設の概要】</b>		
開設年月日：昭和30年6月21日		
経営法人・設置主体(法人名等)：宇和島地区広域事務組合		
職員数	常勤職員：20名	非常勤職員 3名
有資格職員数	(資格の名称)	
	基幹的職員 1名	管理栄養士 1名
	家庭支援専門相談員 1名	調理師 5名
	個別対応職員 1名	
	児童指導員 3名	
	保育士 6名	
施設・設備の概要	(居室数)	(設備等)
	Aユニット 6室(うち畳2室)、 Bユニット 6室、Cユニット 8室	親子生活訓練スペース 地域交流スペース

### ④理念・基本方針

**【理念】『やさしく・ゆったり・寄り添って』**

**【基本方針】** ○権利擁護の実践  
 ○心身の健全な育成と自立支援  
 ○地域社会との連携  
 ○明るく家庭的な雰囲気づくり  
 ○職員の資質向上

### ⑤施設の特徴的な取組

1. 昭和 60 年 5 月から現在に至るまで、健全育成や自己表現、豊かな感性を育む事等を目的とした「竹の子川柳」を毎月 1 回開催し、子どもたちへの情操教育・文化活動を支援している。また、町の広報誌等を通じて町民にも紹介されている。
2. 昭和 40 年、鬼北町にある「毛山」に職員・児童、更にはボランティアの協力で山小屋「毛山ヒュッテ」を建築し、毎年夏休み期間中の数日を山小屋で過ごすことで、心身の鍛練・協調性・自主性等や自然について学びながら生きる力の育成を支援している。

### ⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	令和 4 年 5 月 26 日（契約日） ～ 令和 4 年 12 月 23 日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	令和元年度

### ⑦総評

#### ◇特に評価の高い点

1. 子ども達が安心して過ごせる子ども中心のケアを実践している  
職員は、子ども一人ひとりと関わる時間をできるだけ多く確保し、子どもの気持ちを十分受け止めている。職員も子どものことを理解し、子どもも職員を理解し、自然な人間関係の構築が図られている。よって、子どもたちは安心して、自発的に動ける主体性をもって過ごせている。
2. 地域の福祉ニーズを把握し、当該施設の将来のあるべき姿を模索し実現に向け取り組んでいる  
地域で開催される関係機関・団体等の各種会合に参加し、地域の福祉ニーズの把握に努めている。把握した地域の実情や国の動向を踏まえて、当該施設が地域あるいは県内でどのような存在であるべきか検討の上、関係各所に積極的に働きかけている。中でも、「新しい社会的養育ビジョン」に示される里親制度改革に対応することは、地域の子育て支援の観点からも重要と考え取り組んでいる。
3. 現状にとどまらず質の高いサービス提供を目指して検討を重ねている  
利用児童に対する関りの質を高めるために、処遇会議や、養育・支援のためのチェックシートの確認、各種様式の評価・見直しを重ねている。そのために、記録はすべてデータ化し、事務処理の軽減に努めるとともに、職員間の情報共有が潤滑に行われている。

4. 県内唯一の公立児童養護施設であり県内社会的養護を牽引すべく活動している上記2. で触れた里親制度については、県や町との連携が欠かせず、施設長は県や町および当該施設法人に対し積極的な働きかけを行っている。また、基幹的職員である児童指導係長は、県内の児童養護施設連合会において子どもの権利擁護に関する委員会の委員長として新たな「子どもの権利ノート」を完成させたり、里親支援に関する講話を担当したりしている。

◇改善を求められる点

1. 社会的養護施設の機能を果たすための適切な人員配置が求められる

当該施設では、心理的ケアを提供するにあたり、日頃の研鑽により心理的知識と技術を習得することで丁寧な支援提供をしている。また、関係機関との連携により心理専門職のアドバイスを受けて対応している。しかし、利用児童に対する心理的ケアは日々求められ、個々の子どもに対する心理療法が提供されることはもちろん、職員への助言ができる心理療法担当職員を配置することは、当該施設も望むところである。また、「新しい社会的養育ビジョン」において、将来的には全ての児童養護施設に里親支援専門相談員を配置することが計画されている。当該施設自体のため、また、県内の児童福祉の牽引役を担うためにも、将来を見据えた適切な人員配置が急務であると考えます。

2. コロナ禍における地域交流のあり方を模索することが求められる

当該児童養護施設は、乳児院、養護老人ホームの複合施設であり、同じ建物内に乳児や高齢者がいることから、コロナ対策は通常以上に慎重に対処している。そのことから、地域との交流が中断されていることは否めない。しかし、今後は新型コロナウイルスとの併存を念頭に、地域との交流を再開し、子ども達の福祉向上はもちろん、地域の福祉向上に資することが求められる。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

子ども一人ひとりの特性に合わせたきめ細やかな支援ができるように心がけ、地域のニーズに応じた質の高いサービスが提供できるよう取り組んで参ります。また、社会的養育を進めていくための施設機能の向上や人員配置、コロナ禍における地域交流については改善に向けて早急に対応します。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 24 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

### 共通評価基準（45 項目）

#### 評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	Ⓐ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>基本理念は、ホームページ、パンフレット、広報誌、掲示により示され、いつでも確認することができる。保護者には、入所の際にパンフレットを渡し、口頭でも伝えている。</p>		

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・Ⓒ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入所児童の減少に伴う運営面の今後の課題については、広域事務局を交えて協議しており、関係機関等と情報共有し対策を検討している。しかし、地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析するには至っていない。</p> <p>他の児童福祉施設との接点を見出せるよう、可能な限り地域の福祉全般について情報収集することが期待される。</p>		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・Ⓒ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>社会的養育の推進に向けて計画を策定しているが、国や県の方針が示されたうえで具体的に取り組みたいところである。</p> <p>まずは取り組めるところから順次進めていくことが望まれる。</p>		

### I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I—3—(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I—3—(1)—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>中長期計画が示され、数値目標や具体的な成果を示すことができる項目もあるが、数値目標等が示されていない。</p> <p>改めて、数値目標もしくは具体的な成果を示しておくことが望まれる。</p>		
⑤	I—3—(1)—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>中長期計画の実現は単年度の積み重ねであることを意識して、職員全員が参加して協議している。</p> <p>今後は、行事計画にとどまらず、単年度事業計画として作成することが望まれる。</p>		
I—3—(2) 事業計画が適切に策定されている。		
⑥	I—3—(2)—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが行われ、職員が理解している。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>自己評価を基に課題を明らかにし、事業計画としての検討をしている。また、年度末に見直しを図り、その内容は職員会や回覧にて周知している。</p> <p>しかし、今後は、施設単独の事業計画として策定することが望まれる。</p>		
⑦	I—3—(2)—② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>行事等は広報誌に掲載したり、口頭で周知したりしている。しかし、保護者に対して十分理解していただけるほどの説明は行っていない。</p> <p>今後は、保護者の方にも理解していただけるよう伝達方法を工夫することが期待される。</p>		

### I—4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
⑧	I—4—(1)—① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>毎年実施している自己評価や、定期的に行う処遇会議等で、課題を分析し養育・支援の質の向上に反映させている。これらの取り組みにより、養育・支援のあり方に対する意識が高まり、日々の支援における行動にその成果が現れている。</p>		

9	I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・⑤・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>評価結果に基づき課題を明らかにし、改善策を講じているものの、社会情勢の見通しが難しい中で、計画的な改善策の実施はできない状況にある。</p> <p>しかし、特に人員配置など必要性の高い事項は明確に計画に掲げ、速やかに実施することが望まれる。</p>		

## 評価対象Ⅱ 施設の運営管理

### Ⅱ—1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ—1—(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ—1—(1)—① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	④・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員としての心構えを年度当初に配布し口頭で細かく説明する中で、施設長の責任も示している。施設長の役割は、管理規定や業務分担で明確にしている。</p>		
11	Ⅱ—1—(1)—② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	④・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員会議、朝礼、文書配布、口頭により、法令等を正しく理解するための取組を行っている。法令等が変わった時などは掲示や回覧などで伝えており、それらを確認したことが分かるようにしている。</p>		
Ⅱ—1—(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ—1—(2)—① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・⑤・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設長は、養育・支援の質の現状について定期的に評価・分析を行っている。職員の教育・研修の充実も図りたいが、県外への出張は事務組合の了解が得られず、県外研修の参加はできていない。その分、内部研修で補っている。</p> <p>しかし、情報を広く迅速に得られるチャンスである県外研修の参加が叶うよう、WEB研修も含めて、計画的に取り組むことが望まれる。</p>		
13	Ⅱ—1—(2)—② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・⑤・c

<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>業務の実効性を高めるために、代表者会や係長会を定期的に行い環境整備等を行っている。また、昨年より職場改善アンケートが実施されているが、施設の業務に反映することはできていない。</p> <p>今後は、職場改善アンケートの結果も踏まえて、経営の改善や業務の実効性を高める取組に活かすことが望まれる。</p>
--

## II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-1 (1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-1 (1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・①・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>必要な福祉人材の確保や人員体制に関する基本的な考えはあるものの、求人募集をしても確保は大変困難である。コロナ禍で中止していた実習受け入れを再開するなど、将来的な人材確保も念頭に動いている。</p> <p>今後は、社会的養護に関する国の方針や地域の実情を踏まえ、将来を見据えた上で早急に福祉人材の確保をしていくことが望まれる。</p>		
15	II-2-1 (1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・①・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>人事に関する基準が明確に定められ、全職員の人事評価を行っている。しかし、会計年度職員は、将来の姿を描くまでは至っていない。</p> <p>人事は事務組合が関与する部分であり、今後の話し合いが期待される。</p>		
II-2-1 (2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-1 (2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・①・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>勤務意向調査とストレスチェックを定期的に行い、メンタル相談も随時行っている。ワークライフバランスに配慮した仕組みはあるものの、欠員が生じており有給休暇は十分に取得できていない。様々な勤務形態による職員募集をしているところである。</p> <p>引き続き職員確保に努めるなど、より働きやすい職場づくりを目指すことが期待される。</p>		
II-2-1 (3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-1 (3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>全職員の人事評価制度が導入され、施設長及び上司の面談を年2回実施、職員個々の目標達成度の確認を行っている。</p>		
18	II-2-1 (3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・①・c

<p>&lt;コメント&gt;  施設が目指す養育・支援を実施するための方針が示され、研修委員会を設置し年2回開催している。しかし、定期的な評価と見直しまでは至っていない。  今後は、研修委員会を中心に評価・見直しを含めて実施することが望まれる。</p>		
19	<p>Ⅱ—2—(3)—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。</p>	<p>a・⑩・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;  全職員が研修に参加できるように年間を通して調整をしており、内部研修は全員が参加している。しかし、外部研修への参加はごく限られ、職員の職務や必要とする知識・水準に応じた教育・研修の確保は十分とはいえない。  今後は、児童養護施設を取り巻く環境の変化に鑑み、専門性を最大限発揮するスキル獲得の機会として、適切な研修に参加できるようにすることが望まれる。</p>		
<p>Ⅱ—2—(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	<p>Ⅱ—2—(4)—① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	<p>a・⑩・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;  実習生の受入れに関する体制とマニュアルを整備しており、受入れがある場合は養成校の連絡会に参加するなど連絡調整を行っている。しかし、指導者に対する研修は実施していない。  受入れ体制とマニュアルが整備されているが、定期的に指導のあり方を見直すために、指導者に対する研修等の実施を検討することが期待される。</p>		

### Ⅱ—3 運営の透明性の確保

		<p>第三者評価結果</p>
<p>Ⅱ—3—(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p>		
21	<p>Ⅱ—3—(1)—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</p>	<p>a・⑩・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;  公的施設の自覚を持ち運営の透明性を確保する取組は意識して行われている。しかし、当該施設単独での事業及び財務状況は公開されていない。  公費による養育・支援について明らかにするための公表のあり方を検討することが期待される。</p>		
22	<p>Ⅱ—3—(1)—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p>	<p>a・⑩・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;  公的施設の責任に基づき、事務処理に関する権限や責任を明確にし、規定に沿って事務処理を行っている。しかし、外部の専門家等による監査等は受けていない。  より公正かつ透明性の高い運営を推進するために、外部の専門家等による監査等受けることを検討することが期待される。</p>		



## Ⅱ—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ—4—（１）地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ—4—（１）—① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・⑩・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>当該施設の基本方針に「地域社会との連携」が掲げられ、職員は地域の関係機関等との会議に参加するなどして関係性を築いている。そのことから、子ども達は地域の体育館や公園など自由に出かけ安心して利用している。しかし、新型コロナウイルス感染症発生以降は、地域交流事業や行事に参加ができていない。</p> <p>今後は、新型コロナウイルスと併存しつつも、子どもと地域の交流が図れるよう工夫することが期待される。</p>		
24	Ⅱ—4—（１）—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・⑩・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>ボランティア受入れの基本的な考え方を明文化したうえで受け入れており、散髪や川柳の指導などは継続して行われ、新型コロナウイルス感染症流行以前はライオンズクラブの方々や学生が来園していた。学生が学習支援等に入る際は、子どもとの接し方等伝えている。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響はあるが、今後の受入れの際にボランティアへの研修を検討することが期待される。</p>		
Ⅱ—4—（２）関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ—4—（２）—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	⑩・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>関係機関等との繋がりを大切に考え、児童相談所をはじめ、役場、民生委員会、文化協会等と連絡を密にし、会議も適宜開催されている。</p>		
Ⅱ—4—（３）地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ—4—（３）—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・⑩・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>相談事業等の機能は有していないものの、地域の関係機関・団体等の各種会合にできるだけ参加し積極的に交流を図ったり、ショートステイ事業を実施したり、地域の福祉ニーズ等を幅広く収集できる取組を行っている。</p> <p>今後、児童家庭福祉に関する地域の相談機関であることがより周知される取組を行うことが期待される。</p>		
27	Ⅱ—4—（３）—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・⑩・c

<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>当該施設にある地域交流スペースを活用した地域交流事業を計画したり、新型コロナウイルス感染症流行前は地域の祭りに参加したり、地域コミュニティの活性化やまちづくりの一役を担う存在といえる。しかし、社会福祉事業にとどまらない領域まで実施しているとは言えない。</p> <p>まずは、養育・支援に関する専門的な知識や技術の発信を積極的に行うことからはじめ、やがて社会福祉事業にとどまらない事業・活動に広がることを期待したい。</p>
---

## 評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

### Ⅲ—1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ—1—(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—1—(1)—① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	㊐・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもを尊重する姿勢は基本方針に示され、日々の養育・支援の実施においては虐待防止委員会やユニット会議を定期的で開催するなど、状況を把握し、基本姿勢の統一を図っている。</p>		
29	Ⅲ—1—(1)—② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	㊐・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの権利擁護の観点からプライバシー保護マニュアルを作成し、子どものプライバシーに配慮した養育・支援が実施されている。子ども自身が子どもの権利を理解できるように、個別またはユニットごとに権利ノートの確認の機会を設けている。</p>		
Ⅲ—1—(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ—1—(2)—① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	㊐・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>ホームページやパンフレットをはじめ、見学や問い合わせに対して資料提供できるように準備しており、家庭での養育に関する情報も定期的に発信している。また、それら文書の見直しも随時行っている。</p>		
31	Ⅲ—1—(2)—② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	㊐・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入所の際は文書で説明し同意を得るようにしている。また、医療行為および養育支援については、随時説明し理解を得たうえで実施している。</p>		

32	Ⅲ—1—(2)—③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 措置変更等があれば入所中の状況を文書等で引き継いでいる。アフターケアとしての定期的な連絡に限らず退所者から連絡が入ることもしばしばあり、入所時の信頼関係構築が退所後に活かされている様子がうかがえる。</p>		
Ⅲ—1—(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ—1—(3)—① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 一人ひとりのニーズを把握するために個々の関りを重視し、できる限り個別の時間を確保するよう努めている。また、月に1度の児童会では子どもの意見を聴き集約し支援に活かされている。</p>		
Ⅲ—1—(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ—1—(4)—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 苦情解決の仕組みが確立され、子どもや保護者に周知する取組が行われ、また機能している。具体的には、アンケートでは保護者から感謝の言葉が述べられている。</p>		
35	Ⅲ—1—(4)—② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 入所時から相談や意見を述べるができることは伝えており、家庭支援専門相談員を窓口として意見の集約に努めている。また、ユニット毎に意見箱を設置したり、日々子どもの声に耳を傾けたり、意見が述べやすいように配慮している。</p>		
36	Ⅲ—1—(4)—③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 子どもからの相談や意見があれば、できるだけ早く回答するようにしている。例えば、児童会の後に職員会を開催するようにしており、児童会で出た意見を、すぐに職員会で検討できる体制がある。具体的には、子どもの持ち物や居室環境が整ってきた例がある。</p>		
Ⅲ—1—(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ—1—(5)—① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築され、ヒヤリハットやアクシデント報告書を職員会議で共有し、再発防止に努めている。日々、丁寧な養育・支援を実施している。</p>		

38	Ⅲ—1—(5)—② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>感染症対策委員会を中心に、感染症対策マニュアルに基づき関係機関から情報収集し、全職員に周知している。最近の新型コロナウイルス感染症対策においても、子ども達にとって窮屈な面もあるが、可能な限り子ども達の生活の安心と安全確保のバランスを保つよう心掛けた対策を行っている。</p>		
39	Ⅲ—1—(5)—③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>事業継続計画を策定し、災害等の発生時に施設利用者及び職員の生命維持と安全確保最優先の業務等に関する手順が示されている。</p>		

### Ⅲ—2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—2—(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—2—(1)—① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>生活全般に関わる運営指針として文書化され養育・支援が実施されている。統一した支援ができるようユニット会議や職員会議で確認する仕組みになっている。</p>		
41	Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>適切な支援方法について、ユニット会議や職員会議で検討し、月に1度は職員個々にヒアリングを実施し適切な支援方法について見つめる機会になっている。その上で、年度末にマニュアルの見直しを行っている。</p>		
Ⅲ—2—(2) 適切なアセスメントにより自立支援計が策定されている。		
42	Ⅲ—2—(2)—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>アセスメントシートを定期的に作成し、自立支援計画に反映する体制がある。アセスメント等の協議の際に施設以外の関係者は参加していないが、協議に際して施設以外の関係者に連絡を取り助言を得たうえで、アセスメント等の策定に反映させている。</p>		
43	Ⅲ—2—(2)—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	㊟・b・c

<p>&lt;コメント&gt;          自立支援計画の評価・見直しは、児童指導係長を中心として定期的に行い、適切な支援に反映している。</p>		
<p>Ⅲ—2—(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。</p>		
44	<p>Ⅲ—2—(3)—① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。</p>	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt;          新たな情報管理ソフトを導入したことで、一層、適切な記録管理が可能となった。新任職員に対しては、児童指導係長が記録整備に関するマニュアルに基づき指導を行っている。</p>		
45	<p>Ⅲ—2—(3)—② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p>	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt;          個人情報保護規定を定め、子ども個々のファイルはスタッフルームの鍵付きロッカーで管理し、適切に取り扱われている。</p>		

## 内容評価基準（24 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

### A—1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
<p>A—1—(1) 子どもの権利擁護</p>		
A①	<p>A—1—(1)—① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。</p>	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt;          ユニットリーダーが虐待防止委員会で、確認事項や、情報を読み合わせ、周知徹底をしている。リーダーから月1回のユニット会議で報告をしている。マニュアルはデータにして職員が必要な時にいつでも確認できるようにしている。</p>		
<p>A—1—(2) 権利について理解を促す取組</p>		
A②	<p>A—1—(2)—① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。</p>	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt;          権利ノートのリニューアルの際に子どもが参画し、子どもたちのイラストが採用され、わかりやすい表現の新たな権利ノートとなった。決まった時期を含め個々の子どもに対し、時期を逃さず必要に応じて話をして対応をしている。</p>		

A—1—（3） 生い立ちを振り返る取組		
A③	A—1—（3）—① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>生い立ちを振り返ることは、子どもの成長にとって何より大切な事にとらえ、児童の状態・時期、伝える職員の選定・内容等、職員で話し合い共有し、丁寧に進めている。</p>		
A—1—（4） 被措置児童等虐待の防止等		
A④	A—1—（4）—① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>月1回、ユニット会議で互いに日々の支援で気になる点をチェックしあい、その後ケース会議を行い十分に話し合いをおこなっている。</p>		
A—1—（5） 支援の継続性とアフターケア		
A⑤	A—1—（5）—① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>ユニット担当職員や個別対応職員を中心として、急激に生活環境が変わり不安定になることを十分理解して、子どもに寄り添いながら日常生活を共に行うなかで、安心して施設での生活に適應できるように支援している。家庭復帰や施設変更等にあたっては、親子生活訓練スペースを設けており、支援できる体制がある。就職が決定した子どもについては、就職先との関係づくりを行うなど適切に支援している。</p>		
A⑥	A—1—（5）—② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a・㊟・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>生活自体が大きく変化する子どもに寄り添いながら、退所後も携帯電話のビデオ機能を利用し交流の機会を持っている。</p> <p>今後は、アフターケア体制および記録の充実が図られることが期待される。</p>		

## A—2 養育・支援の質の確保

A—2—（1） 養育・支援の基本		
A⑦	A—2—（1）—① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子ども一人ひとりに寄り添い、児童会で出た子どもたちの要求を話し合い、できる限り満たすようにしている。</p>		
A⑧	A—2—（1）—② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	㊟・b・c

<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>日々の会話や生活を規則正しく、穏やかにすすめることで、安心して過ごせるように支援している。それぞれの年齢に応じた生活スタイルに合わせて、弁当を作ってもらったり、土日は職員が作る食事を楽しみにしたり、余暇の時間を職員と一緒に過ごしたりしている。</p>		
A⑨	A—2—(1)—③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>ユニット会議でこの年齢はここまではさせたいという共通認識を持ちながら、子どもを見守り、自分で考えて行動できるように支援している。長年の懸案事項であった携帯電話の保持について、職員間はもちろん子どもたちと話し合い、一定のルールを設けて使用可能とした。要望がかなわないことについては、個々に丁寧に説明をして子どもの納得を得るようにしている。</p>		
A⑩	A—2—(1)—④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>これまでは、個別の状態に応じて発達検査をしてきたが、加えて5歳で発達検査をするようにした。更に、より適切に対応できるように今年度は性格検査をすることにしている。心理士が在籍していないため、外部に依頼して行っている。</p>		
A⑪	A—2—(1)—⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>標準的な支援マニュアルに沿って、それぞれの年齢に応じた支援を行っている。これまでは高校3年生が銀行でのお金の出し入れや病院受診、図書館の利用など、社会経験の取り組みを行っていたが、現在では、高校生になったら一人で経験させることをしている。</p>		
A—2—(2) 食生活		
A⑫	A—2—(2)—① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>コロナ禍で職員と一緒に食事はできてはいないが、傍にいて子どもの食事の時間を共有している。行事食や、お弁当などにも対応している。</p> <p>食事の時間は何よりくつろぎの時間であることから、今後コロナの状況に応じて対応できるようにすることが望まれる。</p>		
A—2—(3) 衣生活		
A⑬	A—2—(3)—① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	㊦・b・c

<p>&lt;コメント&gt;          コロナ前は、子どもの希望をきいて服を選んだり一緒に買い物に行ったりしていた。高校生になると予算の範囲内でネットでの購入ができるようにしている。</p>		
<p>A—2—(4) 住生活</p>		
A⑭	<p>A—2—(4)—① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。</p>	<p>㊟・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;          新しい施設になり、個室で一人の時間も確保された。個室は無断で入らないようにし、掃除も各自で行う。年齢によっては、掃除や整理整頓も職員と一緒に、仕方を覚えながら行っている。</p>		
<p>A—2—(5) 健康と安全</p>		
A⑮	<p>A—2—(5)—① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。</p>	<p>㊟・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;          医療機関による健康診断、毎朝夕の検温で把握、個別に睡眠不安定な子どもへの服薬治療、感染症委員会での研修等も行っている。また、小学校の高学年になると女子には生理のことも伝達している。</p>		
<p>A—2—(6) 性に関する教育</p>		
A⑯	<p>A—2—(6)—① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。</p>	<p>㊟・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;          性被害防止のためのマニュアルを作成し、性教育委員会で確認しユニット会議で伝えている。子どもの年齢と成長段階に合わせた性教育を提供し、日常の中で必要に応じて個別の対応をしている。新たな伝達方法として、小中高生も含め動画を活用するなど伝え方を検討している。</p>		
<p>A—2—(7) 行動上の問題及び問題状況への対応</p>		
A⑰	<p>A—2—(7)—① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。</p>	<p>㊟・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;          表出した問題行動だけでなく、その子ども、その背景など関係機関と一緒に分析し、日々の生活の中で些細な変化にも注意し、時間をかけて真摯に向き合っている。</p>		
A⑱	<p>A—2—(7)—② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。</p>	<p>㊟・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;          月一回個別に話を聞いたり、権利ノートを使い学習したりしている、早期発見のために職員間の情報提供は密にしている。</p>		



A—2—（8）心理的ケア		
A⑱	A—2—（8）—① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a・㊸・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>心理的ケアが必要な子どもに対しては、外部の臨床心理士に助言をもらい自立支援計画をたて、職員間で連携を図っている。</p> <p>心理療法担当職員がいないため、心理療法が時期を逃すことがあり、職員の配置が望まれる。</p>		
A—2—（9）学習・進学支援、進路支援等		
A⑳	A—2—（9）—① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	㊸・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>個別で対応している。特別支援学級対象児は、週1回、学校に電話して一週間の様子をうかがうことにしている。施設で気になる行動がある場合には、学校と連携しながら支援している。宿題や未提出のある場合、個別に学校と施設で指示や伝達内容を合わせた支援をしている。受験を希望する子どもには中学生から塾通いもできる。また、10年くらい前から漢字検定は無料で受験できる。ゲーム感覚で無理なく学習できるように指導している。</p>		
A㉑	A—2—（9）—② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	㊸・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>進路に関しては、自立支援計画に基づき子どもの支援方法のマニュアルを作り、フォローする職員を2人体制にしている。</p> <p>現在は学校を中退するものがないが、そうなる前に気づき支援できるようにしている。措置延長もあまりないが、必要性は十分感じており、自立支援担当を次年に向けてつけるように準備中である。</p>		
A㉒	A—2—（9）—③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a・㊸・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>協力事業主との間に書面での登録はできていないが、協力体制は取れつつあり経験も積んでいる。しかし、他業種の開拓は新型コロナウイルス感染症の影響もありできていない。今後、新型コロナウイルス感染症の状況に応じて柔軟な対応が求められる。</p>		
A—2—（10）施設と家族との信頼関係づくり		
A㉓	A—2—（10）—① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	㊸・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>月1回は連絡を取るようになっている。新型コロナウイルス感染症のためオンラインでの面会になっていたが、ガラス越し対面をするようになり、面会が増えた。</p> <p>より家庭を支援できる専任の家庭支援相談員の確保が必要と感じている。</p>		

A—2—（11）親子関係の再構築支援		
A②④	A—2—（11）—① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	②・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>里親制度拡充に向けて、里親家庭支援が重要であると考えている。適切な親子関係の構築ができるように関係機関と情報共有し、養育技術を伝えるためのマニュアル作りを進めている。</p>		